

規制改革ホットライン処理方針
 (令和7年11月18日から令和8年3月19日までの回答)

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
26. 農業近代化資金制度の貸付条件の改善	検討に着手	△	1
営農指導を行う際に農機を圃場に運送するサービスについて	現行制度下 で対応可能	○	2
No.35 限定訪問特定整備制度における自動車の法定点検実施の解禁	検討に着手	◎	3
No.24 ウォーターPPPの広域化に向けたガイドラインの改定と周知	現行制度下 で対応可能	△	4
食品寄附における食品関連事業者の免責	【消費者庁】 検討に着手	△	5

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年12月17日	回答取りまとめ日	令和8年1月21日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	26. 農業近代化資金制度の貸付条件の改善
具体的内容	・農業近代化資金について、農業者等の大規模化等の環境変化を踏まえ、貸付限度額の引き上げや償還期限の延長等を行う。
提案理由	○農業は、多くの地域において重要な産業であり、それを支えるための制度融資の一つとして、地方銀行は農業近代化資金制度を適宜利用している。 ○他方で、近年、農業者等の大規模化が進んでおり、現状の農業近代化資金制度の貸付条件では、農業者等の資金ニーズに十分対応できないケースが出てきている。 ○農業経営の高度化に向けた支援を充実させるため、農業近代化資金制度について、貸付限度額の引上げや償還期限の延長等の貸付条件の改善を行ってほしい。
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>民間資金を原資とした制度資金である農業近代化資金は、農業者や共同利用事業者（農協、農協連合会等）向けの制度資金であり、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）等により貸付条件が定められています。</p> <p>現行制度における主な貸付条件は以下のとおりです。</p> <p>【貸付限度額】 農業者（個人） 1,800万円 農業者（法人） 2億円（大臣特認の場合は特認額） 共同利用事業者 15億円（大臣特認の場合は特認額）</p> <p>【償還期限】 農業者 15年以内（据置期間7年以内） 共同利用事業者 20年以内（据置期間3年以内）</p> <p>【資金使途】 設備資金、長期運転資金、共同利用施設の改良・造成等</p>	
該当法令等	農業近代化資金融通法第2条第3項 農業近代化資金融通法施行令第2条～第4条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、農業分野の資金需要は拡大している状況です。今後、地域計画に位置付けられた者を中心に地域の農地の受皿となる担い手の規模拡大や事業多角化等に伴う資金需要が一層拡大すると見込まれます。このため、民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金について、こうした資金需要の拡大に対応し得るよう、貸付条件の拡充に向けて、法律改正も視野に検討を進めてまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和8年2月24日	回答取りまとめ日	令和8年3月19日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	営農指導を行う際に農機を圃場に運送するサービスについて
具体的内容	<p>○ JAグループでは、農業協同組合法第10条第1項第1号に基づき、農業経営の技術・経営指導、圃場および周辺の状況を踏まえた農機設定を含む農作業安全指導、農畜産物市場の情報提供、新しい作物や技術の導入等、組合員の営農支援のための業務を営農指導事業として行っている。</p> <p>○ この営農指導事業の一環として、格納庫から圃場までの間や、圃場間で農機を運送するサービスを行いたいと考えている。上記のとおり、営農指導を行う際に農機を運搬し、必要な費用を徴取する場合、貨物自動車運送事業法に基づく許可が必要なのか。許可の要否を明らかにしていただきたい。</p>
提案理由	<p>【背景】</p> <p>○ 農業現場では、農業者自身が保有する農機の運搬について、①農業者自身が高額な運搬車両を所有していないことや②高齢化により自力での運搬が困難であることなどを背景に、近距離であっても、日常的に取引を行っているJAに農機の運送を依頼している実態がある。</p> <p>○ 一方、農機の運送を有償で行う場合は、貨物自動車運送事業法の運送事業に該当し、業の許可が必要となる可能性があると考えられることから、上記のような依頼があった場合、費用を取らない形で運送することになり、JAの負担が大きく、今後の継続が困難な状況。</p> <p>○ そのため、営農指導を行う際に農機を運搬し、営農指導に関する手数料として、必要な費用を徴取する形で、組合員の支援を行うことができないか検討している状況。</p> <p><提案理由></p> <p>○ 地域社会での助け合いを通じて地域農業の振興を図ることで、消費者への食料の安定供給の一助とするため。</p> <p>⇒ 農業現場では、人口減少が進んでいて、身近に運送業者がいないことがあり、手配を行うにしても時間を要する可能性がある。播種・定植・収穫などの農作業は適期に行えない可能性がある。</p>
提案主体	一般社団法人 全国農業協同組合中央会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法第3条等に基づく許可又は届出が必要となります。	
該当法令等	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条、第35条又は第36条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>一般的に、「他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」場合には、貨物自動車運送事業法に基づく許可や届出が必要となります。ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が生業の過程に包摂され、名目の如何に関わらず有償性がない場合に、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととなります。</p> <p>お尋ねの「営農指導」に付随する運送行為についても、営農指導と密接不可分であり、営農指導に付帯して行われるものであって、営農指導に包摂しているものと認められる場合に、許可等は不要となります。ただし、許可等の要否については一概には回答しかねるため、営農指導の内容等を鑑み、個別事案ごとに判断することとなります。</p>	

区分(案)	○
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.35 限定訪問特定整備制度における自動車の法定点検実施の解禁
具体的内容	限定訪問特定整備の実施対象項目をさらに拡大すべく、道路運送車両法施行規則および関連実施規程を改正し、普通車・小型車・軽自動車における訪問による法定点検の実施を認めるべきである。
提案理由	<p>自動車整備業界では、少子高齢化の進行を背景に整備士の人手不足が深刻化しており、今後の人材確保も一層困難となる見込みである。また、整備現場では、整備・点検業務に加え、車両の入出庫対応や引取納車等の車両回送などの周辺業務も多く、業務効率の低下に繋がっている。加えて、法定12か月点検(以下、法定点検)は法令で義務付けられているにも関わらず、その実施率は約6割にとどまり、車検と比較して、実施率に課題がある。これを改善するため、自動車使用者にとって法定点検の利便性を高める施策が必要となっている。</p> <p>このような状況の下、2025年6月施行の道路運送車両法施行規則改正により、「限定訪問特定整備制度」が導入され、一定の条件下で、自動車使用者の自宅等における普通車・小型車・軽自動車の訪問整備が可能となった。しかし、同制度は、「修理」目的で訪問することはできるものの、「点検」目的で訪問することができない。具体的には、修理のためにブレーキパッド交換に伴うキャリバの脱着、オルタネータ、スタータ交換に伴うエンジンマウント、ドライブシャフト等の脱着、大特車のステアリングホースの交換は可能であるが、法定点検の目的で同一作業を行うことが許されていない。一方で、訪問整備は、働き方の多様化を通じた整備人材の裾野拡大に資する。具体的には、フルタイムでの整備士としての就業が困難な人材も、時間や場所の柔軟性を活かした訪問整備による副業・兼業の形で就業が可能となり、整備士資格を有する人材の活用余地が広がる。なお、近年の車両はデジタル化が進展しており、スキャンツール等のデジタル機器を活用することで、訪問による点検であっても、整備工場と同等の点検品質を担保することが可能である。</p> <p>要望の実現により、車両の入出庫対応といった周辺業務の軽減を通じた自動車整備士の業務効率の改善、整備人材の裾野拡大が期待できる。また、自動車利用者にとっても、自宅等で点検を受けることが可能となるため、法定点検の利便性が向上し、法定点検の促進につながる。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	「限定訪問特定整備」においては、特定整備を伴う定期点検整備は行うことはできませんが、一方「訪問特定整備」においては、特定整備を伴う定期点検整備(指定工場が行う車検及び車検に伴う指定整備を除く)は行うことはできます。	
該当法令等	道路運送車両法施行規則 第62条2の2 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程 第2条1項2号	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	本要望については、整備事業者のニーズ及び安全性等の検証を進め、検証のうえ令和8年夏を目途に制度改正の結論を出します。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.24 ウォーターPPPの広域化に向けたガイドラインの改定と周知
具体的内容	①「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(以下、ガイドライン)」の添付契約書を専任要件を前提としない内容に改定した上で、②ガイドラインの改定も含めて自治体に対して下水道法第22条2項に基づく配置技術者について、必要以上の専任要件を課さないよう全国の自治体に対して通知を行うべきである。
提案理由	<p>地域のインフラを支える自治体の技術系職員の不足が深刻化する中、日本各地の上下水道事業体は施設の老朽化や厳しい財政状況に起因する課題を抱えている。このような課題を解決するために、国は民間の経営手法や創意工夫を活用した官民連携(ウォーターPPP)とともに、市町村の区域を超えた広域的な連携によって事業の効率化と住民サービスの向上を図ることを推進している。</p> <p>実際、国が策定・公表しているPPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)においても、ウォーターPPPなどの案件増加に伴う民間事業者のマンパワー不足に対し課題整理と支援を行うことや、事業規模を確保するための広域化・共同化を促進する方針が示されている。</p> <p>しかし、一部自治体におけるPPP契約においては、下水道法第22条2項に定める配置技術者(例:技術士 上下水道部門)を法令上の要件を超えて「専任」することを求める独自のローカルルールが存在し、兼任が認められていない。これらの配置技術者は、法令により実務経験などの要件が定められており、民間事業者は自治体ごとに確保することが容易ではなく、広域での業務受託を困難にしている。</p> <p>さらに、国が策定・公開している「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(以下、ガイドライン)」の添付契約書の22条(業務主任技術者)、24条(事業の実施体制等)には、適宜修正して活用する旨の記載はあるものの、専任配置を前提にした文言となっており、自治体そのまま活用してしまうことが懸念される。</p> <p>要望の実現により、民間事業者は、一定規模以上の業務を広域で受注しやすくなることで政府が目指すウォーターPPPの広域化につながり、老朽化対策が効率的に進むことで住民サービスの向上に寄与する。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	地方公共団体の水の官民連携(ウォーターPPP)の案件形成を促進するため、令和7年4月に「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」を公表したところです。	
該当法令等	なし	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>① ウォーターPPPは、長期でかつ包括的に業務を委託するものであり、下水道は365日24時間の運営が求められることから、その性質上、常時業務を遂行できる体制が重要です。</p> <p>ご指摘の下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(資料編)の契約書(例)においては、技術者の専任配置を求めるものとなっておりますが、これはあくまでも一例であることを明示しております。</p> <p>最終的には、業務内容に応じて、各発注者の判断により、技術者の配置要件が発注図書において規定されるものと考えております。</p> <p>② 地方公共団体に対しては、「契約書(例)」をそのまま使用するのではなく、地域の実情や対象施設・業務範囲等に合わせ精査、修正等を行うことを改めて周知します。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:5

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年11月19日	回答取りまとめ日	令和7年12月18日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	食品寄附における食品関連事業者の免責
具体的内容	製造・卸における返品商品や、消費期限内の食品をフードバンクへ寄附する際に、製造者責任を免責としていただきたい。
提案理由	食品ロスの削減の推進に関する法律(第19条)の中に、「未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われる支援」と記載がある。しかし、食品衛生法や製造物責任法に基づき、贈与による損害が発生した場合、食品関連事業者が商品を販売した時と同等の責任を負うことになるため、食品寄附を進める弊害の一部となっている。免責に関しては、食品寄附ガイドラインの運用状況、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえて検討することになっていると承知しているが、製造時における異物混入、細菌等の汚染といった最低限の責任については食品関連事業者が負うものとしつつ、配送や管理といった観点における製造元の責任を免責とすることについて、早期に検討いただきたい。未利用食品に関する寄附の規制を緩和することにより、食品ロス削減にも寄与できると考える。
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	消費者庁厚生労働省
制度の現状	<p>【消費者庁】 食品関連事業者等及びフードバンク等の中間事業者は食品を仮に営利目的ではなく社会貢献的な目的で無償提供した場合であっても、食品関連事業者等及びフードバンク等の中間事業者が「製造業者等」に該当する場合に、食品(製造物)を引き渡した時点で存在した欠陥によって生じた損害について製造物責任を問われる可能性があります。</p> <p>【厚生労働省】 食品衛生法(昭和22年法律第233号)は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。 当該目的を踏まえ、食品衛生法第6条に規定されているような、直ちに人の健康を害するおそれが極めて高い食品を販売することや、販売するために製造、加工、調理、陳列することなどを禁止しています。</p>	
該当法令等	<p>【消費者庁】 製造物責任法第3条</p> <p>【厚生労働省】 食品衛生法第1条、第6条</p>	
対応の分類	【消費者庁】検討に着手【厚生労働省】対応不可	
対応の概要	<p>【消費者庁】 食品関連事業者等及びフードバンク等の中間事業者は食品を仮に営利目的ではなく社会貢献的な目的で無償提供した場合であっても、食品関連事業者等及びフードバンク等の中間事業者が「製造業者等」に該当する場合に、食品(製造物)を引き渡した時点で存在した欠陥によって生じた損害について製造物責任を問われる可能性があります。 一方、製造時における異物混入、細菌等の汚染といった責任に関しての食品寄附等の促進のための法的措置の検討については、食品ロス削減推進会議の枠組みを活用して、これまでも食品関連事業者、フードバンク、こども食堂など、各方面の御意見を丁寧にお聞きしながら検討を進めてきたところです。 令和5年に、法的措置も含め政府全体で検討を進めた結果、現状においては、まずは食品寄附の促進・定着を図るため、食品寄附に対する社会的信頼を高めることが必要であるとされました。そのため、令和6年に食品寄附ガイドラインを策定しました。 今後は、令和7年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」にも記載したとおり、「食品寄附ガイドライン」の運用後の食品寄附の実態把握、食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品の寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指してまいります。</p> <p>【厚生労働省】 飲食に起因する食品衛生上の事故が発生した場合には、都道府県等の食品衛生担当部局は、食品衛生法に基づき、その原因等について必要な調査を実施し、原因施設の営業の禁停止を含め、事案に応じた対応をとることとなります。これは、健康被害の拡大や再発の防止のために行うものであり、食品ロス削減のために提供された食品であるか否かは関係ありません。</p>	

区分(案)	△
-------	---